
第3章 災害応急対策計画

第1節 防災組織

1. 荒尾市防災会議

荒尾市防災会議とは、災害対策基本法第16条の規定に基づき、指定された関係機関・団体から市長が委嘱する者等で組織されており、市長の諮問に応じて、地域防災計画の作成や地域に係る防災に関する重要事項の審議を行う組織である。

細部は、「荒尾市防災会議条例」による。

2. 災害対策本部等

災害対策本部等とは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、荒尾市の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときに設置される災害対策本部と迅速かつ着実な災害応急措置を推進するため、予想される災害に応じて開設される災害警戒活動、災害警戒本部を総称したものであり、本部長の意思決定を補佐するとともに、災害対応を的確に行うものである。

3. 防災対策連絡会議

防災対策連絡会議とは、防災に関する関係機関・団体等の実務者レベルで構成された組織であり、平時において、荒尾市地域防災計画書や各種マニュアルの作成、総合防災訓練の計画策定時など防災に係る主要な結節時に会議を開催し、意見等を聴取して、より実効性ある計画や訓練の実施に資するとともに、会議や訓練を通じ災害発生時に有効となる連携を図るなど本市の災害対策のための基盤となる組織である。

4. 防災組織との連携

荒尾市の地域に災害が発生するおそれ、又は災害が発生した場合は、荒尾市災害対策本部と荒尾市防災会議を構成する関係機関等は市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進のため、相互に緊密な連絡協調を図るとともに、積極的に応急対策活動を実施するものとする。

5. 地域防災代表者会議

地域防災代表者会議とは、自主防災組織連絡協議会、消防署、消防団、防災士などの地域の防災に関わる団体の代表者が一同に会し、平時の訓練や災害時の活動について協議する組織である。

第2節 災害対策本部等

災害が発生するおそれ、又は災害が発生した場合における災害応急措置を迅速かつ着実に推進するため、災害対策本部等を開設する。この際、防災関係機関及び市の各部課長等は、所属職員の全部又は一部が直ちに応急措置に従事し、活動し得るよう、あらかじめ体制を定めて所属職員に初動行動マニュアルを含め周知徹底しておくとともに、相互に協調するよう日頃の確認に努める等、速やかな体制の確立に万全を期する。

1. 災害警戒活動

継続的な情報収集や軽微な対応のため必要があると認めるときは、防災担当課(防災安全課)長の判断により、担当職員等は災害警戒活動を行う。

体制移行の基準	・気象業務法に基づく災害に関する注意報が発表され、災害の前兆現象が確認されるなど警戒が必要になったとき ・自主避難のため、常時開設(市役所)以外の第一次指定避難所を開設した場合
移行の判断	防災担当課(防災安全課)長
体制	○防災安全課内:1~2名基準 ※ただし、消防団担当者を除く。 ・各種情報の収集・伝達及び連絡ができる体制 ・体制移行に関する助言ができる体制
開設時期	防災安全課長の判断による
行うべき事務	・防災関係部署に迅速に連絡が取れる体制づくり(待機要請等) ・防災関係機関に迅速に連絡が取れる体制づくり ・県(玉名地域振興局)と連携 ・住民への情報提供 ・気象情報収集 ・災害情報収集 ・巡回警ら ・資料のとりまとめ

2. 災害警戒本部の設置

- (1) 災害警戒活動により、又は次の基準に基づき警戒本部の設置の必要があると認めるときは、防災担当課(防災安全課)長の判断により、担当職員を参集し、災害警戒本部活動を行う。設置した場合は、「荒尾市災害警戒本部」の標識を掲示する。

体制移行の基準	・気象業務法に基づく災害に関する警報が1以上発表されたとき ・荒尾市観測局において震度4の地震を観測したとき ・津波注意報が発表されたとき ・自主避難所を開設し、職員を配置したとき ・災害発生のおそれがある異常現象の通報があったとき
移行の判断	防災担当課(防災安全課)長
体制	○ 防災安全課内:2～3名基準 ※ただし、消防団担当者を除く。 ・被害状況の把握、情報の分析及び伝達ができる体制 ・体制移行に関する助言ができる体制 【体制の強化】 防災安全課長の判断により、災害対策本部の組織に準じた下記の関係部署を参集し体制を強化して初期応急対策の体制をとる。 災害現場の確認、巡回警ら等が必要な場合は関係部署の参集により体制を整え活動を行う *各部署のマニュアルによる 【総務対策部】総務班…動員、行政協力員 秘書班…秘書業務、広報班…広報活動 【保健福祉対策部】福祉班…災害時要支援者対策 【建設農水対策部】土木班…道路管理、河川管理等 農林水産班…農林災害対策等 【上下水道対策部】上下水道班…施設対応等 各部署で管理等を行っている施設に関するものは各課マニュアルに基づき被害状況の確認、情報提供等の対応を行う。
開設時期	防災安全課長の判断による
行うべき事務	・防災関係部署・機関との連絡、連携、情報共有 ・県(玉名地域振興局)と連携 ・住民への情報提供 ・気象情報、災害情報収集 ・巡回警ら ・資料のとりまとめ
解散等時期	・気象業務法に基づく災害に関する警報がすべて注意報に切り替わるもしくはすべて解除になったとき ・予想された災害の危険が解消したと認めるとき ・自主避難所の職員がすべて撤収したとき ・災害対策本部へ移行したとき

- (2) 職員は、各部署で定められたマニュアルに基づいた配備体制を把握し、自らの判断で災害対応が必要だと判断した場合又は、参集の連絡があった場合は、速やかに登庁し対応する。

3. 災害対策本部の設置

- (1) 災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図る必要があると認めるときは、災害対策本部を設置する。設置した場合は、「荒尾市災害対策本部」の標識を掲示する。

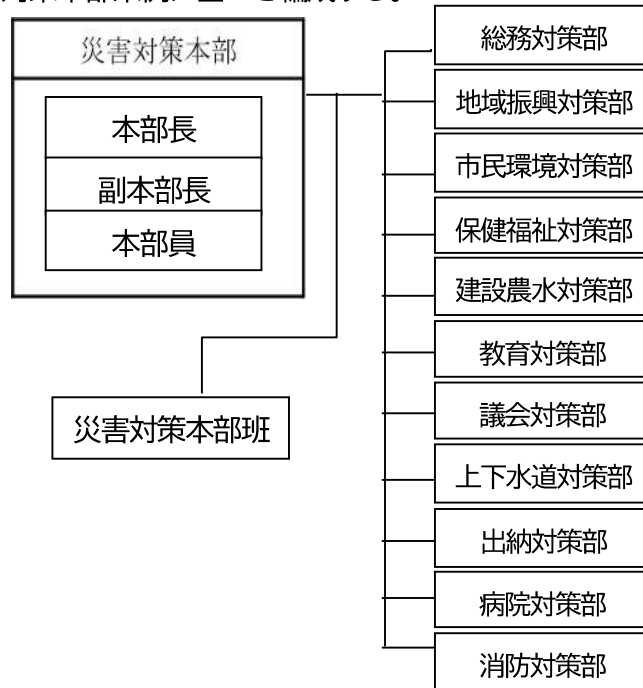
＊ 災害対策基本法第23条の2及び荒尾市災害対策本部条例による

体制移行の基準		・災害警戒本部より、強化した対応が必要なとき ・局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあるとき ・災害の規模が相当に拡大するおそれがあるとき ・大規模な災害が発生し又はそのおそれがあるとき ・特別警報が発表されたとき
移行の判断		市長 市長が不在の場合 第一順位:副市長、第二順位:総務部長
体制		災害の状況に応じて下記の第一～第三配備体制を構築し活動を行う
第一配備	配備基準	・大雨、洪水、暴風等の警報が発表され災害の発生が予想されるとき。 ・荒尾市観測局において震度5弱又は5強を観測したとき。 ・玉名市観測局において長周期地震動階級3が発表されたとき。 ・「大津波」又は「津波」の警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき。 ・その他、特に市長が必要と認めたとき。
	配備体制	・県及び防災関係機関との連絡及び調整ができる体制とする。 ・特に関係ある部課で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。 その際、災害の規模や予測される被害等の状況から情報収集の体制で対応できる場合は、第1配備(警戒)とし、災害警戒本部に準じた体制とする。なお、必要に応じ関係する部署に動員をかける。 ・第二配備に移行し得る体制とする。
第二配備	配備基準	・大雨、洪水、暴風等の警報が発表され災害発生のおそれがあるとき。 ・局地的な災害が発生し被害が拡大のおそれがあるとき。 ・その他、特に市長が必要と認めたとき。
	配備体制	・県及び防災関係機関との連絡及び調整ができる体制とする。 ・特に関係ある部課の所要人員で情報収集連絡活動及び応急措置を実施し得る体制をとる。 ・第三配備に直ちに切替え得る体制とする。
第三配備	配備基準	・大雨、洪水、暴風等の特別警報が発表されたとき。 ・全域にわたって風水害の発生するおそれがあり、又は被害が甚大と予想され、あるいはこれらの災害が発生したとき。 ・荒尾市観測局において震度6弱以上を観測したとき。 ・玉名市観測局において長周期地震動階級4が発表されたとき。 ・その他、特に市長が必要と認めたとき。
	配備体制	・第二配備体制での対応が困難で、災害対策本部に関係ある職員を更に増員し、災害応急対策活動が強力に遂行できる体制とする。
行うべき事務(共通)		・災害警戒本部同様の災害対応 ・災害対策基本法第23条の2第4項に掲げる事務
設置場所		・災害による建物の安全を確保したうえで、市役所本庁舎とし、災害対策本部班である防災安全課において、その庶務を行うことを基本とする。

	・大規模災害等広域応援部隊の派遣や避難者の増加により対応が拡大した場合は、会議室に本部を設置し情報の一元化を図る。
代替施設	災害により本庁舎が建物損壊等で使用できず本部機能を全うできないときは、本部長(市長)の判断により災害対策本部を移設する。なお、移設する代替施設については、災害による影響、施設の利用状況を考慮して選定する。細部は、業務継続計画による。 第一候補地: 荒尾総合文化センター *参考: 荒尾警察署の代替施設: 荒尾総合文化センター(協定)
周 知	災害対策本部を設置した場合は、関係機関に通知する。また、解散も同様に対応する。なお、一般地域住民に対しては必要に応じて周知を図る。

(2) 災害対策本部の編成

荒尾市災害対策本部条例に基づき編成する。



災害対策本部長	災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する
災害対策副本部長	災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
災害対策本部員	災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する
災害対策本部班	災害対策本部の庶務を処理する。

なお、災害対策本部組織の詳細は、「荒尾市災害対策本部の組織図」に示す。

(3) 事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、「荒尾市災害対策本部の事務分掌」のとおり。なお、災害による被害の状況に応じて、災害対策本部で協議のうえ、本部長の命により変更されることがある。

○荒尾市災害対策本部の組織図

荒尾市災害対策本部	
本部長:市長	副本部長:副市長
本部員 教育長、企業管理者、病院事務部長、総務部長、地域振興部長、市民環境部長、保健福祉部長、建設農水部長、議会事務局長、荒尾消防署長	

災害対策本部班(防災安全課)
 災害対策本部予備班(くらしいきいき課)
 ※状況により、各課からの差出により対応班(※1)又は、PT(※2)を編成

総務対策部 【総務部】	秘書班(秘書課)、広報班(総合政策課) 財政班(財政課・契約検査室) 総務班(総務課)、情報班(情報推進室) 総務対策予備班(総合政策課、行革・DX推進係、人権啓発推進室)
地域振興対策部 【地域振興部】	商工班(産業振興課)、 観光文化班(観光文化交流課) 地域振興対策予備班(スマートシティ推進室)
市民環境対策部 【市民環境部】	地区調査班(市民課、税務課、収納課) 環境保全班(環境保全課)
保健福祉対策部 【保健福祉部】	福祉班(福祉課、子育て支援課)、 衛生班(すこやか未来課、保険介護課) 保健福祉対策予備班(監査委員事務局)
建設農水対策部 【建設農水部】	土木班(土木課)、建築住宅班(建築住宅課) 農林水産班(農林水産課) 建設農水対策予備班(都市計画課)
教育対策部 【教育委員会事務局】	文教班(学校教育課、教育振興課、生涯学習課)
議会対策部 【議会事務局】	議会対策班(議会事務局)
上下水道対策部 【企業局】	上下水道班(企業局総務課、企業局建設課)
出納対策部 【会計課】	会計班(会計課)
病院対策部 【有明医療センター】	[病院事業]
消防対策部	[荒尾消防署、荒尾市消防団(防災安全課)]

※1 対応班の編成

- ① 物資管理班:備蓄品等の避難所への輸送・配布及び備蓄倉庫等における物資の受入れ・管理等
- ② 情報整理班:災害対策本部班において、被害状況等の整理

※2 PT(プロジェクトチーム)の編成

- ① 被災者支援PT:被災者の支援事業にかかる業務
- ② 避難所対応PT:長期化した場合の対応業務
その他、上記にかかわらず必要に応じて編成する。

○各対策部の事務分掌

部	班名	所掌事務
	災害対策本部 班	・防災会議及び関係機関との連携に関すること ・本部会議の開催及び本部の庶務に関すること ・災害調書の作成及び報告に関すること ・災害情報のとりまとめに関すること ・各班への連絡・調整に関すること ・避難所運営の総括に関すること ・警報等の発令に関すること ・物流拠点の開設に関すること ・義援品、慰問品等支援物資の受付・保管に関すること ・本部長が特に命じたこと ・その他、他部に属しないこと
	予備班	・災害対策本部班の所掌業務への支援に関すること
	対応班	・災害の状況等に応じ、各課から要員を要請し編成
総務対策部	秘書班	・秘書に関すること
	広報班	・広報に関すること
	情報班	・庁内ネットワークに関すること ・基幹系システム等の運用に関すること
	総務班	・職員の動員配置及び勤務に関すること ・人的支援に係る応援要請、受入れ及び管理に関すること ・行政協力員からの情報収集に関すること ・関係機関及び行政協力員に対する協力に関すること ・その他必要な災害事務に関すること
	財政班	・災害に伴う財政措置全般に関すること ・庁舎の被害対策及び調査・管理に関すること ・非常用電源の管理及び燃料に関すること ・本部の予算計画及び応急復旧の資金調達に関すること ・公用車の管理及び職員の輸送に関すること (公用車による支援物資輸送を含む。) ・物流拠点の運営(受付、配分、保管)に関すること ・救援物資全般(業務資源を含む)の調達、収集及び保管に関すること
	予備班	・総務対策部所掌業務への支援に関すること
地域振興対策部	商工班	・中小企業者に対する事業継続支援に関すること ・商工業者の被害調査に関すること
	観光文化 班	・文化財の災害対策及び被害調査に関すること ・観光施設等の被害調査に関すること
	予備班	・地域振興対策部所掌業務への支援に関すること ・被災宅地危険度判定に関すること

部	班名	所掌事務
市民 環境 対策部	地区 調査班	・各種証明書等発行に係る家屋の被害及び家族の状況調査に関するこ と ・被災納税者の減免に関するこ ・罹災証明書及び被災証明書の交付に関するこ
	環境 保全班	・防疫に関するこ ・し尿処理に関するこ ・塵芥処理に関するこ ・死体の埋火葬に関するこ ・その他環境保全に関するこ
保健 福祉 対策部	福祉班	・災害救助法に基づく事務処理に関するこ ※個別の対策に関するこは、各所管課にて対応を行う。 ・避難行動要支援者等の安否確認に関するこ ・社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関するこ ・福祉避難所開設及び運営に関するこ ・社会福祉協議会との連絡及び調整に関するこ ・見舞金、災害弔慰金の支給及び義援金品の配分に関するこ
	衛生班	・医療施設及び介護施設の被害調査に関するこ ・医療機関、保健機関及び介護施設との連絡調整に関するこ ・災害時の被災地の衛生(健康管理)に関するこ
	予備班	・保健福祉対策部所掌事務への支援に関するこ
建設 農水 対策部	土木班	・災害応急復旧に資する資機材及び職員の輸送に関するこ ・公共土木施設の被害調査及び災害対策に関するこ ・災害対策関係の労働力の確保及び供給に関するこ ・公共土木施設の応急対策に関するこ ・その他公共土木に関するこ
	建築住宅 班	・公共建物等の応急対策及び復旧計画に関するこ ・応急仮設住宅の建設及び入居に関するこ(みなしも含む。) ・被災建築物の応急危険度判定に関するこ ・その他建設関係に関するこ
	農林水産 班	・農作物の災害対策及び被害調査に関するこ ・農地及び農業施設の災害対策及び被害調査に関するこ ・家畜及び畜産施設の災害対策及び被害調査に関するこ ・林産物及び林産施設の災害対策及び被害調査に関するこ ・農林業者に対する災害金融に関するこ ・被災水産業者の被害調査及び応急対策に関するこ ・漁港の被害調査に関するこ ・その他農林水産に関するこ
	予備班	・建設農水対策部所掌事務への支援に関するこ

部	班名	所掌事務
教育 対策部	文教班	・応急教育に関すること ・教材、学用品等の調達及び配給に関すること ・教育施設の災害対策に関すること ・教育施設の被害調査に関すること ・児童、生徒の避難及び人的被害に関すること ・市立小・中学校の教職員の被害に関すること
議会 対策部	議会対策 班	・議会に関すること
上下水 道対策 部	上下水道 班	・水道施設の災害調査、応急処置に関すること ・水道施設の復旧計画に関すること ・応急水利・飲料水の確保、供給に関すること ・その他水道関係に必要なこと ・公共下水道の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること
出納 対策部	会計班	・災害対策費の出納に関すること ・義援金等の受付、保管及び出納に関すること

4. 災害対策本部等における会議

(1) 平時～災害警戒本部開設時

災害対策本部への移行や災害対策等に関して、状況の報告又は、市長の判断(意思決定)を仰ぐ場合に実施する。

(2) 災害対策本部開設時

担当者レベルの会議から本部長の意思決定の場である本部会議まで、協議事項に応じて状況に即した会議を実施する。

【本部会議の実施基準】

本部会議の 開催時期	○災害対策本部設置後 ○その他本部長が必要と認めたとき
本部会議の 構成	○本部長(市長) ○副本部長(副市長) ○本部員 教育長、企業管理者、病院事務部長、総務部長、地域振興部長、市民環境部長、保健福祉部長、建設農水部長、議会事務局長、荒尾消防署長 ※ 上記を基準とするも災害の状況や被害の程度等に応じて、関係機関等から代表者を招致する。
報告事項	○各部の配備体制 ○緊急措置事項
協議事項	○被害状況に関すること ○応急対策に関すること ○災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援の要請に関すること ○避難指示等及び避難区域の指定に関すること ○災害救助法の適用に関すること

	○激甚災害の指定に関する事 ○住民向け緊急声明に関する事 ○応急対策に関する予算及び資金に関する事 ○国、県等への要望及び陳情等に関する事 ○その他災害対策の重要事項に関する事
--	--

その他は、「災害対策本部等における会議の種類(基準)」による。

第3節 災害時の対応

災害の発生又は、災害発生のおそれがある場合は、速やかに体制を整え、適切に対応する。

1. 災害対応

(1) 地震(津波)災害時の対応体制

震度 4 以上の地震及びそれに伴う津波による災害を対象とする。細部は、別表1による。

(2) 風水害災害時の対応体制

台風及び大雨による災害を対象とする。細部は、別表 2 による。

(3) 局所型災害時の対応体制

雷や土砂崩れなど上記以外の災害により、限定された地域に発生した災害を対象とする。細部は、別表 3 による。

2. 用語の定義

(1) 「関係機関」: 災害時に情報を逐一連絡し、共有する必要がある機関であり、玉名地域振興局(県)、荒尾警察署、荒尾消防署をいう。

(2) 「関係部署」: 災害時に迅速かつ的確な対応をするために、災害対応や復旧のための出動及び対応が必要となりうる市役所の各課であり、道路管理者である土木班(土木課)をはじめ、主に建設農水対策部を指す。

(3) 「避難指示等」: 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保をいう。

(4) 「災害対策本部等」: 災害警戒活動、災害警戒本部、災害対策本部(第一から第三配備)をいう。

【地震(津波)災害時の対応体制】

	震度4	震度5弱又は5強	震度6弱又は6強	津波警報が発表された場合
初動対応	災害対策本部班（防災安全課）が本部参集			
災害対策本部(警戒本部)設置	① 災害対策本部又は災害警戒本部の設置 ② 災害状況に応じ関係部署、関係機関へ情報伝達	① 第一又は第二配備体制の設置 ② 災害対策本部員へ「本部設置」の連絡及び自宅待機・出動等の要請 ③ 関係部署招集 ④ 避難所の開設可否状況を確認後、避難者対応及び運営 ⑤ 災害対策本部での被害状況報告	① 第三配備体制の設置 ② 災害対策本部員へ「本部設置」の連絡及び自宅待機・出動等の要請 ③ 関係部署招集 ④ 避難所の開設可否状況を確認後、避難者対応及び運営 ⑤ 災害対策本部での被害状況報告	① 第一又は第二配備体制 ② 災害対策本部員へ「本部設置」の連絡及び自宅待機・出動等の要請 ③ 関係部署招集 ④ 避難所の開設可否状況を確認後、避難者対応及び運営 ⑤ 災害対策本部での被害状況報告 ⑥ 避難指示判断基準により、避難地域住民へ情報伝達 ⑦ 樋門等沿岸施設の運用(業務委託契約者と連携)
情報収集手段	・テレビ、ラジオ、インターネットを活用した情報収集 ・気象庁(熊本地方气象台)			・熊本県統合型防災情報システム
情報収伝達手段	・愛情ねっと ・コミュニティFM『FMたんと』:平成28年7月9日開局(災害時における放送要請に関する協定に定める「災害放送」及び「緊急割込放送」) ※その他、住民等への伝達手段を活用する。			
状況確認	・関係機関及び関係部署による調査及び通報による把握 ・災害対策本部班(防災安全課)での情報の集約			
情報共有	・関係機関及び関係部署への被害状況報告 ・熊本県災害対策本部への被害状況報告			
出動・応援要請	被害の状況又は、被害拡大のおそれに応じ、下記機関等に出動又は、応援を要請する。 ・消防団の招集(消防団長から連絡・招集) ・熊本県及び自衛隊等への応援要請 ・災害緊急対応(救出救護など)のためのSAR(Search And Rescue)チームの結成 ・応急復旧のための関係機関及び関係部署の出動			
災害対策本部開催	災害による被害状況を確認、情報の共有を図り、認識の統一を図るとともに、災害対策を迅速かつ的確に実施するための審議・調整・決定に資するため、災害対策本部会議を開催する。この際、会議の目的と議題を明らかにして円滑な会議の進行に着意する。			
報道発表	・対応窓口の一本化 ・正確、迅速な情報発信 ・適切なマスコミ対応			
避難所運営	避難所運営マニュアルに基づき、避難所対応職員の配置や自主防災組織との連携を図りながら、避難所を運営する。			
支援物資災害ボランティアへの対応	・支援物資受入れ対応及び避難者(所)への配布計画 ・災害ボランティア活動の受入れ及び連携			
災害復旧	災害復旧計画による			

【風水害災害時の対応体制】

	注意報	注意報発表から警報発表へ切り替わった場合
各種注意報・警報に応じた体制	防災安全課及び関係部署、災害対策本部員等は注意報が警報に切り替わった場合に迅速に対応するため、いつでも連絡がとれる災害警戒活動を基準とした体制を整えておく。	災害対策本部班(防災安全課)は、状況に応じ、以下の行動を実施する。 ① 災害警戒本部又は、災害対策本部の設置 ② 災害状況に応じ関係部署、関係機関へ情報伝達 ③ 災害対策本部員へ「本部設置」の連絡及び自宅待機・出動等の要請 ④ 関係部署招集 ⑤ 災害対策本部での被害状況報告
情報収集手段	・テレビ、ラジオ、インターネットを活用した情報収集	・熊本県統合型防災情報システム ・気象庁(熊本地方気象台)
情報伝達手段	・愛情ねっと ・コミュニティFM『FMたんと』:平成28年7月9日開局(災害時における放送要請に関する協定に定める「災害放送」及び「緊急割込放送」) ※その他、住民等への伝達手段を活用する。	
状況確認	・関係機関及び関係部署による調査及び通報による把握 ・災害対策本部班(防災安全課)において情報集約	
情報共有	・関係機関及び関係部署への被害状況報告 ・熊本県災害対策本部への被害状況報告	
出動・ 応援要請	被害の状況又は、被害拡大のおそれに応じ、下記機関等に出動又は、応援を要請する。 ・消防団の招集(消防団長から連絡・招集) ・熊本県及び自衛隊等への応援要請 ・災害緊急対応(救出救護など)のためのSAR(Search And Rescue)チームの結成 ・応急復旧のための関係機関及び関係部署の出動	
災害対策本部 開催	災害による被害状況を確認、情報の共有を図り、認識の統一を図るとともに、災害対策を迅速かつ的確に実施するための審議・調整・決定に資するため、災害対策本部会議を開催する。この際、会議の目的と議題を明らかにして円滑な会議の進行に着意する。	
報道発表	・対応窓口の一本化 ・正確、迅速な情報発信 ・適切なマスコミ対応	
避難所運営等	・自主避難所の開設 災害見積りに応じ、第1次指定避難所を基準として、職員を派遣し開設(荒尾市役所は常時受入体制) ・避難所の開設 被害拡大のおそれがある場合又は、避難勧告等の発令された場合は、必要に応じ、指定避難所を開設する。この際、行政協力員や自主防災組織、愛情ねっと、コミュニティFM、広報車等あらゆる手段により住民に伝達する。 ・避難所の運営 避難所運営マニュアルに基づき、避難所対応職員の配置や自主防災組織との連携を図りながら、避難所を運営する。	
支援物資災害ボランティアへの対応	・支援物資受入れ対応及び避難者(所)への配布計画 ・災害ボランティア活動の受入れ及び連携	
災害復旧	災害復旧計画による	

【局所型災害時の対応体制】

災害対策本部 の設置	災害対策本部班(防災安全課)は、状況に応じ、以下の行動を実施する。 ① 災害の規模に応じ、災害対策本部等の設置 ② 災害状況に応じ関係部署、関係機関へ情報伝達 ③ 災害対策本部員へ「本部設置」の連絡及び自宅待機・出動等の要請 ④ 関係部署招集 ⑤ 災害対策本部での被害状況報告
情報収集 手段	・テレビ、ラジオ、インターネットを活用した情報収集 ・熊本県統合型防災情報システム ・気象庁(熊本地方気象台)
情報伝達 手段	・愛情ねっと ・コミュニティFM『FMたんと』・平成28年7月9日開局(災害時における放送要請に関する協定に定める「災害放送」及び「緊急割込放送」) ※その他、住民等への伝達手段を活用する。
状況確認	・関係機関及び関係部署による調査及び通報による把握 ・災害対策本部班(防災安全課)において情報集約
情報共有	・関係機関及び関係部署への被害状況報告 ・熊本県災害対策本部への被害状況報告
出動・ 応援要請	被害の状況又は、被害拡大のおそれに応じ、下記機関等に出動又は、応援を要請する。 ・消防団の招集(消防団長から連絡・招集) ・熊本県及び自衛隊等への応援要請 ・災害緊急対応(救出救護など)のためのSAR(Search And Rescue)チームの結成 ・応急復旧のための関係機関及び関係部署の出動
災害対策 本部開催	災害による被害状況を確認、情報の共有を図り、認識の統一を図るとともに、災害対策を迅速かつ的確に実施するための審議・調整・決定に資するため、災害対策本部会議を開催する。この際、会議の目的と議題を明らかにして円滑な会議の進行に着意する。
報道発表	・対応窓口の一本化 ・正確、迅速な情報発信 ・適切なマスコミ対応
避難所運営等	・自主避難所の開設 災害見積りに応じ、第1次指定避難所を基準として、職員を派遣し開設(荒尾市役所は常時受入体制) ・避難所の開設 被害拡大のおそれがある場合又は、避難勧告等の発令された場合は、必要に応じ、指定避難所を開設する。この際、行政協力員や自主防災組織、愛情ねっと、コミュニティFM、広報車等あらゆる手段により住民に伝達する。 ・避難所の運営 避難所運営マニュアルに基づき、避難所対応職員の配置や自主防災組織との連携を図りながら、避難所を運営する。
支援物資災害 ボランティアへの 対応	・支援物資受入れ対応及び避難者(所)への配布計画 ・災害ボランティア活動の受入れ及び連携
災害復旧	災害復旧計画による

第4節 動員計画

災害が発生するおそれ、又は発生した場合における職員の配置体制、配置方法及び応援等について定め、応急措置等の円滑な実施を期する。

1. 職員配備体制の整備

(1) 職員への周知徹底

防災関係機関及び市の各部課長等は、災害が発生するおそれ、又は発生した場合における災害応急措置を迅速かつ着実に推進するため、所属職員の全部又は一部が直ちに応急措置に従事し活動し得るよう連絡網の整備及びマニュアルの作成・見直しを適時に行い、所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調するよう日頃の確認に努めるものとする。

(2) 情報収集

職員は、自ら積極的に気象情報等の収集に努めるとともに、熊本県防災情報メールサービスや安心安全情報ネットワークシステム「愛情ねっと」、荒尾市防災情報伝達システムにおける伝達手段の1つである「荒尾市防災アプリ」を、事前に各個人が所有する携帯電話に登録する等、災害情報の収集に留意する。

(3) 速やかな体制移行

大規模災害や局所型の災害など、配備体制を伝達するいとまがない場合、職員は速やかに自ら得た災害情報に基づき登庁し、各対策部の活動を実施し災害対策本部班との連携を図る。この際、各部署で定められたマニュアルに基づいた配備体制及び所掌事務を十分に把握し速やかに体制移行できるよう留意する。

2. 職員の配備体制

(1) 災害対策を迅速かつ強力に推進するために、荒尾市災害対策所掌配備体制に基づき、職員を配備する。

(2) 対策部長は災害対策要員のうちから配備に要する配備要員をあらかじめ選定しておき、本部が配置されたとき直ちに配備要員名簿を作成する。

3. 非常招集計画

(1) 勤務時間外又は職員の休日に災害発生のおそれ、又は災害が発生した場合は、体制移行の基準に基づき、速やかに登庁する。

災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部班長はその旨及び配備の規模を各対策部長に通知する。なお、宿日直は、住民等から災害発生の通報や避難に関する相談等を受けた場合は、速やかに防災安全課の防災担当者に通報する。

(2) 通知を受けた対策部長は、配備の規模により部内配備要員に対し指定の配備につくよう指示する。

(3) 指示を受けた配備要員は直ちに所定の配備につくものとする。

(4) 各対策部長は、配備要員の災害活動に対する危害防止に常に注意を払うものとする。

荒尾市災害対策所掌配備体制(班別)

対策部	班	所掌課	第一配備(班長)	第二配備 (第一配備を含む)	第三配備 (第二配備を含む)
(市民環境部)	災害対策本部班	防災安全課	(防災安全課長) 防災安全課全員		
	予備班	くらしいきいき課	(くらしいきいき課長)	地域協働係長 ふるさと創生係長 ※その他必要に応じた人員	全員
総務対策部	秘書班	秘書課	(秘書課長) 秘書課主査	秘書課全員	
	広報班	総合政策課	(広報統計係長)	広報統計係全員	
	情報班	総合政策課	(情報推進室長)	情報推進室全員	
	財政班	財政課 契約検査室	(財政課長) 公有財産管理室長 契約検査室長	財政係長	全員
	総務班	総務課	(総務課長) 人事厚生係長 行政管理係長 行政管理係員	総務課主幹 選挙係長 男女共同参画推進室長	全員
	総務対策予備班	総合政策課 人権啓発推進室	(総合政策課長)	政策推進室長 行革・DX推進係長 人権啓発推進室長	全員
地域振興対策部	商工班	産業振興課	(産業振興課長) 商工・企業誘致推進室長 道の駅整備推進室長	商工・企業誘致推進室員 観光推進室員 各1名	全員
	観光文化班	観光文化交流課	(観光文化交流課長) 世界遺産・文化交流室員 観光推進室長	世界遺産・文化交流室全員	全員
	地域振興対策予備班	スマートシティ推進室			全員
市民環境対策部	地区調査班	市民課 税務課 収納課	(市民課長) 税務課長 収納課長	市民課市民係長 市民課記録係長 市民課市民サービスセンター長 税務課税務係長 税務課市民税係長 税務課資産税係長 収納課徴収係長 収納課整理係長	全員
	環境保全班	環境保全課	(環境保全課長) 環境業務係長 環境企画調査係長	清掃事務所長 松ヶ浦環境センター所長 松ヶ浦環境センター所員	全員
保健福祉対策部	福祉班	福祉課 子育て支援課	(福祉課長) 子育て支援課長 福祉課総務係長 福祉課総務係員 子育て支援課保育幼稚園係長	福祉課保護係長 福祉課福祉係長 子育て支援課給付係長 福祉課参事	全員
	衛生班	すこやか未来課 保険介護課	(すこやか未来課長) 保険介護課長 保健センター次長(1)	すこやか未来課 保健センター次長(1) こども相談係長 保険介護課 高齢者医療係長 国保年金係長 介護保険係長 地域包括支援センター所長	全員
	保健福祉対策予備班	監査委員事務局	(監査委員事務局長) 監査委員事務局次長		全員

対策部	班	所掌課	第一配備(班長)	第二配備 (第一配備を含む)	第三配備 (第二配備を含む)
建設農水対策部	土木班	土木課	(土木課長) 維持管理係長 維持管理係員(2名)	事業係長 土木課員(4名)	全員
	建築住宅班	建築住宅課	(建築住宅課長) 住宅・空家対策係長 建築営繕係長	住宅・空家対策係員 建築営繕係員 全2名	全員
	農林水産班	農林水産課	(農林水産課長) 農政係長 耕地水産係長 耕地水産係員(2名)	農業委員会係長 農政係全員 耕地水産係全員 全11名	全員
	建設農水 対策予備班	都市計画課	(都市計画課長) 計画係長	区画整理係長	全員
教育対策部	文教班	学校教育課 教育振興課 生涯学習課	(学校教育課長) 指導主事(3名) 教育振興課長 教育振興課教育政策係長 生涯学習課長 生涯学習課アドバイザー推進係長 全8名	教育振興課学務係長 教育振興課学校給食センター係長 生涯学習課社会教育係長	全員
議会対策部	議会対策班	議会事務局	(議会事務局長) 議会事務局次長		全員
上下水道 対策部	上下水道班	企業局総務課 企業局建設課	(企業局長) 企業局総務課長 企業局建設課長	企業局 総務課総務係長 総務課政策企画係長 建設課維持管理係長 建設課下水道建設係長 建設課維持管理係員 建設課下水道建設係員	全員
出納対策部	会計班	会計課	(会計管理者) 出納係長		全員
合 計			第一配備 72名 ※その他必要に応じた人員	第二配備(第一配備を含む) 151名 ※その他必要に応じた人員	第三配備 (第二配備を含む) 405名

第5節 応援要請・受入れ計画

市は、大規模災害時に、関係団体・機関等と連携し、災害応急活動が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

この際、道の駅「あらお」(仮称)を広域的な防災拠点となり得るよう整備する。

災害が発生するおそれがある場合は被害規模の予測を行い、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

その際、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう受援計画を策定する。

細部は、第 33 節「受援計画」による。

1. 県に対する応援要請

- (1) 市長は、市に係る災害が発生した場合において、必要に応じて県知事に対し、災害対策基本法第 68 条の規定に基づく応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請する。

- (2) 「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく協力要請

県は、大規模災害発生時に、県内市町村による応援職員の派遣だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難等であると認めるときは、総務省等と連携し、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」等に基づき、九州地方知事会幹事県を通じて、関係県に応援職員の派遣を依頼するものとする。

また、市は、必要に応じ、被災市町村の長への助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」の派遣を県を通じて総務省に、又は対口支援団体(カウンターパート)を通じて総務省に要請するものとする。

2. 他市町村に対する応援要請

市長は、市に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣を要請する。

3. 応援派遣要請

- (1) 協定に基づく応援派遣要請

ア 熊本県市町村災害時相互応援に関する協定

市長は、災害が発生し、単独で十分な応急復旧ができない場合に、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定(平成 15 年 7 月 23 日締結)」に基づき、県内他市町村長に対し応援を要請する。

イ 有明圏域定住自立圏における災害時の相互応援協定

市長は、災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるとき「有明圏域定住自立圏における災害時の相互応援協定(平成27年10月27日締結)」に基づき、大牟田市・柳川市・みやま市・長洲町・南関町長に対し応援を要請する。

ウ 災害時応援協定を締結している団体等への要請

市は、大規模災害時等の発生により必要があると認めた場合には、応援協定を締結している団体、企業、防災関係機関等に対し、各協定であらかじめ定めた手続きにより応援を求めるものとする。

なお、市は大規模災害時の迅速な応急復旧・復興対策の実施のため、各種団体等と積極的に災害時応援協定を締結するとともに定期的に相互の連絡体制を確認し災害時の即応体制を確保するものとする。

市が締結している災害時応援協定は、「関係資料編」に掲載のとおり。

(2) 自衛隊災害派遣要請

市長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、県知事に対して電話又は、口頭で依頼し、その後速やかに依頼分書を提出する。

また、通信の途絶等で県知事に依頼できないときは、直接最寄りの自衛隊の部隊に通知し、その後、所定の手続きを行う。

細部は、第27節「自衛隊派遣要請計画」による。

(3) 関係機関の広域応援要請

消防、警察においては、それぞれ独自に整備している応援協定や緊急援助の体制を活用し、被災地所管のみでの対応が不可能な場合の体制を整える。

ア 消防関係

- ・熊本県市町村消防相互応援
- ・緊急消防援助隊

イ 警察関係

- ・広域緊急援助隊

(4) 指定地方行政機関等への要請

災害対策本部(本部長)は、災害応急対策又は災害復旧のための応援の必要のあると認められるときは、必要に応じて指定地方行政機関もしくは指定公共機関の長に対し、災害対策基本法第29条の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、必要に応じて県知事に対し、指定地方行政機関職及び指定公共機関の職員の派遣について、災害対策基本法第30条の規定に基づく斡旋を求める。

(5) 関係部署における広域応援要請

市各部署における広域応援要請については、各部門で参画している関係機関への応援要請を行うとともに、日頃から連携をとり、迅速かつ的確な要請が行える体制を構築する。

4. ヘリサイン表示施設

大規模災害等、他県からの応援に迅速かつ的確に対応するため、「平成23年度熊本県防災拠点施設ヘリサイン表示事業」により、市内2カ所の公共施設にヘリサインの整備を行った。設置個所は下記のとおり。

市内位置	設置箇所
市北西部	荒尾市役所
市南東部	荒尾第四中学校

5. 応援の受入れ・活動支援

(1) 受入体制の準備

市は、応援受入れのための活動拠点施設、宿泊地、食料、資機材、滞在に必要な生活設備等の手配を行う。

(2) 自衛隊、警察、消防等広域応援部隊等の展開候補地

ア 荒尾市運動公園

野外音楽堂、サッカー場(子供専用)、アーチェリー場、中央駐車場、テニスコート、ソフトボール球場、ゲートボール場、陸上競技場駐車場

イ ゆめタウンシティモール F駐車場

ウ 細部の配置については、当時の状況による。

6. 応援の撤収要請

市長は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

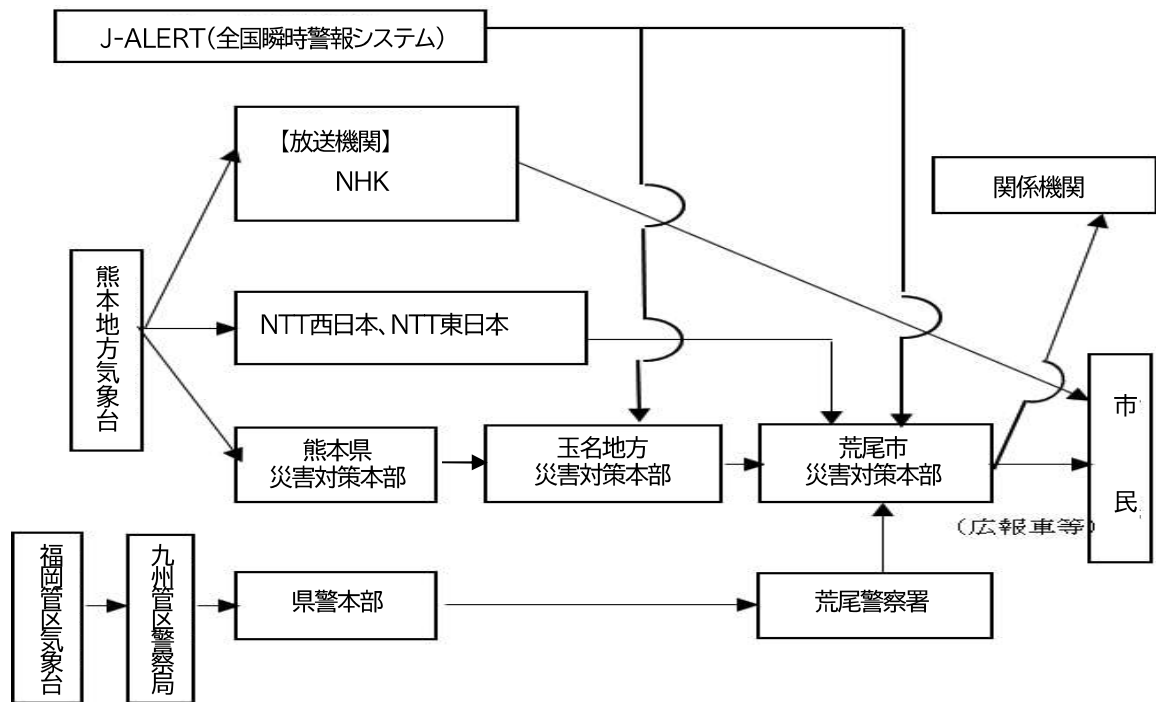
第6節 通信、情報計画

1. 通信計画

(1) 気象予警報等の伝達組織及び周知の方法

気象予警報等の伝達は次の通報組織により迅速確実に行うものとする。

住民等への伝達手段は、第8節「避難計画」別表2による。



(2) 警報等の発表、解除

気象、水防、火災警報の発表、解除は次の要領による。

ア 気象警報・注意報

熊本地方気象台が、市町村ごとに気象要素が基準に達すると予想した区域に対し発表する。

イ 水防警報

県河川については、河川管理者(県)が洪水時に水防団体の活動に対し発令する警報で、河川ごとに決められた水位観測所の水位により情報の種類を変更する。

ウ 火災警報

消防計画に定める発令基準に基づいて行う。

(3) 通信システムの構成

ア 防災情報伝達システム

携帯電話通信網(閉鎖系)を活用し、屋外スピーカーや戸別受信機、携帯電話・スマートフォン、パソコン等へ防災情報の伝達のための通信網を構成

イ 総合防災情報システム

インターネット回線を利用し、タブレット及びパソコンなどにより市内の災害現場や避難所、関係機関等との通信網を構成

ウ 熊本県情報共有システム

インターネット回線を利用し、パソコンやタブレットなどにより熊本県の災害対策本部と各市町村との通信網を構成

(4) 通信途絶における措置及び応急対策

有線通信が途絶したときは、警察、消防その他関係機関の保有する通信機材等を利用するとともに、市消防団に配備されている簡易無線機により通信、連絡の確保に努めるものとする。なお、有線通信の応急対策については「災害時優先電話」(防災安全課に設置)を活用し行う。

また、県が設置した防災無線施設により、非常災害時における通信機能を確保し、県内における国・県関係機関並びに県内各市町村間の迅速な情報の収集、交換を図り適切な災害対策を講ずるとともに、応援協定に基づき国土交通省九州地方整備局(窓口:菊池川河川事務所)と協力し、迅速な通信手段の確保を図る。

さらに、大規模災害時など被害が甚大な場合においては、衛星携帯電話、MCA等無線の貸し出しなどの利用ができる総務省九州総合通信局と連携し、使用可能な通信手段を活用する。

2. 情報計画

(1) 情報の収集・共有

ア 防災情報の収集・共有

総合防災情報システムや防災情報共有システム(県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む。)を活用して、各種防災情報の効率的な収集や職員間との共有及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有を図るものとする。

このため、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報は、県の非常災害対策本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

イ 被害状況等の把握・調査

(ア) 住民の通報、関係機関等からの情報及び現場確認等により被害状況等の把握に努める。

この際、現場に派遣された職員は、タブレット端末を活用し、災害対策本部との迅速な情報共有に努める。

(イ) 関係部署等及び関係機関相互に連絡を密にし、調査脱漏、重複調査等のないように留意し、異なった被害状況については調整するものとする。

(ウ) リ災世帯、人員数等についての調査は現地調査のほか住民情報等と照合し、適確を期するものとする。

なお、住民情報等は、保管媒体を複数確保するなどバックアップ体制を整備するものとする。

ウ 避難状況の把握・報告

避難所を運営する職員は、タブレット端末を活用し、開設した時期や避難者数などを適時に入力して災害対策本部と情報を共有する。

(2) 被害情報等の報告

ア 被害報告取扱責任者

市長は、関係機関へ被害報告が迅速かつ的確に処理できるよう、あらかじめ次の者を被害報告責任者として定めておくものとする。

第一順位 総務対策部長 第二順位 市民環境対策部長

イ 通報・報告

(ア) 市長(災害対策本部長)への報告

収集した各種防災情報や被害情報等は、防災安全課(災害対策本部班)がとりまとめ、会議等を通じて適時に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接、市長(災害対策本部長)及び被害報告取扱責任者に報告する。なお、勤務時間外に被害状況の報告があったときは、宿日直者が受領し、防災安全課を通じ、被害報告取扱責任者、又は市長に連絡するものとする。

(イ) 県等への通報・報告

市長(災害対策本部長)は、管内の確実な被害報告をとりまとめ、県その他の関係機関に通報、又は報告を行うものとする。なお、県への報告は、原則として、防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。

3. 被害の判定基準(熊本県地域防災計画【資料編】第4「被害報告」から抜粋)

区 分		認 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、死体は確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重 症 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1 ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 症 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1 ヶ月未満で治癒できる見込みの者とする。
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。
	戸 数	独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。
	世 帯	生計を 1 つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯とする。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床以上に浸水したもの及び全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木竹等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	住家の床上浸水にいたらないものとする。
	一部破損	全壊(全焼、流失、埋没を含む)、半壊(半焼、流失、埋没を含む)、床上浸水、床下浸水に該当しないもので建物の一部が破損したものとするが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除くものとする。
非 住 家 の 被 害	公 共 建 物	例えば、役場庁舎、公立保育所、公民館等の公用又は公共用に供する建物で全壊又は半壊したものとする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊又は半壊したものとする。
り 災 者 等	り 災 世 帯	災害によって全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。
	罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。

第7節 広報計画

市内の災害時における情報及び被害状況等を報道機関、その他を通じて速やかに関係機関並びに住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

1. 災害応急対策責任者

- (1) 災害対策基本法に定められている災害応急対策責任者(災害対策基本法第 50 条・第 51 条)は、それぞれの分担事務又は業務について広報活動に努めるものとする。
- (2) 災害対策基本法第 56 条に基づく警報の伝達及び警告

2. 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、国、県の各種システムによる情報収集によるほか、次の方法による。

- (1) 職員派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 報道機関その他関係諸機関の取材による写真の収集
- (3) その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集
- (4) 災害現場における住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策等に反映させるものとする。

3. 災害対策本部設置前後の広報担当

- (1) 災害対策本部設置以前
 - ア 広報責任者:防災安全課長
 - イ 広報担当
危機管理防災室が実施、対応することを基本とする。報道関係者の対応等、状況により、広報統計係と連携して実施する。
 - ウ 報道機関の対応
当時の状況による。
- (2) 災害対策本部設置以降
 - ア 広報責任者:広報統計係
 - イ 広報担当
広報班が実施、対応することを基本とする。ただし、携帯電話キャリアが運用する「緊急速報メール」の配信や広報車両による巡回放送、防災サイレン(津波災害)による警戒の周知など緊急を要する警戒情報は、災害対策本部班が対応する。
 - ウ 報道機関の対応
広報班長の計画に基づき、広報対応窓口を設置し、情報発信の一本化を図る。
この際、報道対応ルールを事前に決めておくとともに、報道機関の協力を得ながら、住民及び避難者、被災者へ安心を与える効果的な広報に努める。

4. 災害情報等の発表項目及び広報の手段

- (1) 報道機関に対する情報の発表項目(基準)

収集した災害情報等に基づき、次のような項目をはじめとした報道機関が必要とする情報を、当時の状況等に応じて発表する。

- ア 災害種別(名称)及び発生年月日
- イ 災害発生場所又は被害激甚地域
- ウ 避難情報の発令状況
- エ 開設避難所の名称及び状況(避難者数、受入可否等)
- オ 被害状況
- カ 本部の設置又は廃止
- キ その他必要な事項

(2) 住民等に対する広報の手段

ア 住民及び避難者、被災者に対する広報活動は、災害状況の推移を見ながら次の方法により行うものとする。この際、高齢者や障がい者など災害時要援護者への伝達に十分配慮する。

(ア) 防災情報伝達システムの利用

- a 屋外スピーカーによる放送
- b 戸別受信機への送信
- c 防災アプリによる配信
- d 安心安全ネットワーク「愛情ねっと」によるメール配信
- e 荒尾市ホームページへの掲載
- f LINE 公式アカウントへの配信

(イ) 熊本県防災情報共有システムの利用

- a Lアラートへの配信
- b 携帯電話キャリアが運用する「緊急速報メール」の配信

(ウ) 広報車の利用

(エ) コミュニティーFM(FMたんと)放送の利用

(オ) 広報誌、チラシ等印刷物の利用

(カ) 新聞、ラジオ及びテレビなど報道機関の利用

(キ) ヤフーによる災害情報の配信

(ク) 防災サイレン(津波災害)による警戒の周知

[サイレン吹鳴基準]

気象業務法第24条、気象業務法施行規則第13条の規定により吹鳴するものとする。

なお、吹鳴する標識は、予報警報標識規程に基づくものとする。

[サイレン吹鳴パターン]

(5 秒吹鳴 6 秒休止)×5 回

※必要に応じて、追加吹鳴

イ 広報事項の内容

- (ア) 災害に関する情報及び注意事項
- (イ) 災害応急対策とその状況
- (ウ) 災害復旧対策とその状況

- (イ) 被災地を中心とした交通に関する状況
- (オ) その他必要な事項

5. 関係機関等に対する情報の提供

必要に応じて防災関係機関、事業所、重要な施設の管理者等に対して災害情報等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

なお、行方不明者及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、公表に当たっては、県及び警察と連携するものとする。

6. 庁内連絡

災害対策本部班は、災害情報及び被害状況の推移を災害対策本部内において表示するとともに、必要に応じ、庁内放送・グループウェア、総合防災情報システム等を利用して職員に周知する。

第8節 避難計画

災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある危険な状態に陥った時、住民の人命及び財産を保護するとともに、災害の拡大を防止するため、該当する地区の居住者、滞在者その他の住民に対し、避難指示等(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)の伝達・誘導等により、迅速かつ円滑な避難の実施に努める。この際、大雨や台風接近に伴う住民の不安の解消や安全確保のため、必要に応じ、自主避難所を開設する。

また、避難指示等が発令された際、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

1. 自主避難所の開設

防災安全課長は、大雨や台風接近の影響により、被害発生が予想され、住民が危険を感じるおそれがあると判断される場合、第1次指定避難所を基準として、関係職員を派遣し、自主避難所を開設する。なお、荒尾市役所は24時間対応可能な避難所とするも、受け入れの開始については、防災安全課長の判断による。自主避難は、基本的に個人の判断で、市が開設する避難所、又は自治会等が設定した安全な場所へ退避するものとするが、場合によっては屋外を移動して避難所へ避難するよりも、屋内に留まり建物の2階以上や屋上などの上階へ移動(垂直避難)による安全確保も考慮する。

2. 避難指示等の伝達

(1) 警戒レベルを用いた避難指示等の発令及び住民への情報伝達

最新の気象情報を参考に内閣府「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)、別表1「避難指示等の発令基準」並びに気象台及び河川管理者(県)と市長とのホットラインに基づき判断し、別表2「住民等への伝達手段」を基準に5段階の警戒レベルを用いて伝達を実施する。

(2) 避難指示等の伝達責任者

災害対策本部長は、危険が迫り緊急に立退きを必要とするときは、災害対策基本法(第56条、第60条関係)に基づき、危険区域の住民等に対し警戒レベル(3～5)と合わせて高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。ただし、現地状況が不明、又は危険が切迫している場合は、現地の市職員に避難指示等の権限を委任するものとする。

さらに、災害対策本部長が避難指示等をすることができないと認めるときは、職務代理者規定により定められた者が発令する。また、両者共に指示が出来ない場合は警察官、又は消防署員が避難の指示を行うことができる。この場合、警察官、又は消防署員は直ちにその旨を市長に通知するものとする。

(3) 警戒レベルを用いた避難指示等の区分

ア 警戒レベル 3

(ア) 発令される状況

災害のおそれあり

(イ) 居住者がとるべき行動

危険な場所から高齢者等は避難

高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。

(ウ) 行動を促す情報

高齢者等避難

イ 警戒レベル 4

(ア) 発令される状況

災害のおそれ高い

(イ) 居住者等がとるべき行動

危険な場所から全員避難

避難場所等への立退き避難を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で屋内安全確保する。

(ウ) 行動を居住者等に促す情報

避難指示

ウ 警戒レベル 5

(ア) 発令される状況

災害発生又は切迫

(イ) 居住者等がとるべき行動

命の危険 直ちに安全確保

居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する。

(ウ) 行動を居住者等に促す情報

緊急安全確保

※災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から必ず発令されるものではない。

エ 警戒レベル 1(早期注意情報)及び警戒レベル 2(大雨・洪水・高潮注意報)の情報は気象庁が発表する。

3. 市が指定する避難所

- (1) 災害時の被害から地域住民の生命を守るため、あらかじめ市公共施設など被災者を滞在させるために必要とされる規模を有し速やかに被災者等を受け入れることが可能な施設等

を避難所として指定する。(以下「指定避難所」という。)指定避難所は、開設の段階基準として、第1次避難所と第2次避難所に区分する。指定避難所については、別表3のとおり。

(2) 避難指示等による避難を迅速かつ的確に行うため、総合防災ハザードマップ(防災ブック)への記載や各種広報を利用して地域住民に周知する。

(3) 指定した避難所が使用できない場合又は、これらでは充足できない場合は、地区公民館などその他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮施設または天幕等を設置して避難所として開設し、住民の安全確保に努める。

なお、既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。

4. 指定避難所の開設

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は災害対策本部長の指示により、避難所を開設する。避難所の開設の判断については、災害の種別(大規模、局所型、風水害)に応じて対応するものとし、風水害災害については、あらかじめ定めた市職員により従事を行うものとする。

なお、災害救助法が適用された場合の避難所の開設及び収容等の基準は、同法及び運用方針によるが、その概要は次のとおりであり、同法が適用されない場合もこれに準じて行うものとする。

(1) 開設時期

災害対策本部長は、住民の安全確保、被災者の保護や避難のための立ち退きが必要であると判断される場合において、避難所の開設を指示する。

開設時期は、気象情報及び別表1「避難指示等の発令基準」による発令基準を参考に判断する。

(2) 開設する避難所

開設は、第1次指定避難所、第2次指定避難所の区分を基準とするが、気象状況や被害状況、指定避難所の被災状況に応じて決定する。各指定避難所の開設・運営を担当する部署については、別に示す。

特に、要配慮者への配慮が必要な場合は、福祉避難所に準じた対応が可能な「ふれあい福祉センター」を開設する。また、避難生活が長期化する場合に高齢者や障がい者、病弱者など避難所生活において特別な配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所を開設する。細部は、第10節「避難行動要支援者支援対策」による。

なお、災害救助法による避難所の供与は、熊本県地域防災計画に示された救助の種類及び実施方法に基づくものとする。

(3) 避難所等の安全性の確認

避難所開設にあたっては、避難場所の安全性を確認したうえで、避難所を設置するものとする。安全性の確認の結果、災害の様相が深刻で、市内に避難所を設置することができ

ない場合には、隣接市町村と協議し、収容の委託あるいは隣接市町村の建物・土地を借り上げて避難所を設置するものとする。

5. 住民への周知

避難所を開設したときは、防災情報伝達システムを活用し、戸別受信機や防災アプリ、愛情ねっと、LINE への配信、市ホームページへの掲載を行うとともに、自治会等を通じて伝達するなど、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護できるよう努める。細部は、別表 2「住民等の伝達手段」による。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや防災アプリ等を活用し、指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知に努め、避難の円滑化を図る。

6. 指定避難所への収容

避難所への収容においては、災害時避難行動要支援者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容についても検討を行うものとする。

(1) 収容の対象者

災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者、もしくは避難指示等が発令された地区の者を収容するものとする。

なお、今後の気象状況や被害状況等を考慮して避難の必要性が低い場合は、避難者に今後の気象状況等を説明するなどして円滑な避難所運営に努める。

(2) 避難の誘導

避難誘導にあたっては、地域住民等により、事前に危険箇所を見積もり、確認するなど地区の特性に応じた安全な避難経路の選定に留意する。

また、自治会や民生委員、地域の自主防災組織及び消防団等と連携して、住民の安否と避難の安全を確保できるよう誘導に努める。

特に、高齢者、障がい者、児童、外国人等の災害時避難行動要支援者の避難については、「荒尾市避難行動要支援者支援計画」に基づき、地域の支援者と連携するなどして、それぞれの避難者の立場を十分に配慮し避難誘導を行う。また、防災と福祉の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

7. 避難所の運営

(1) 避難所運営職員の派遣

避難所を開設した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者を定めるものとする。

なお、長期的な避難所運営が必要な場合は、応援職員の要請を行うとともに、自主防災組織、荒尾市職員退職者会等と連携をして運営する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(2) 避難所開設の報告

災害対策本部等は、避難所開設の状況を把握・集約し、速やかに指定された要領により県に報告するものとする。

(3) 避難所等の環境整備等

ア 避難所開設以降は、避難者のニーズに基づく物資の調達、配給に努め、避難所運営の環境整備に着意する。

イ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

ウ 指定避難所における障がい者に対するストレス軽減策として、視覚障がい者の方には、予め、壁伝いで移動できる専用スペースを確保するとともに、聴覚障がい者の方には、コミュニケーションボードを準備し、それを使って意思疎通を図るとともに、車椅子の方には、車いす専用スロープや手すりの備蓄に努めるものとする。

また、精神障がい者の方や、発達障がいや知的障がいの子ども達には、パーテーションや簡易テントにより仕切りを設けることにより、プライバシーを確保するものとする。

エ 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

オ 避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。特に、感染流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態にならない環境の確保に留意する。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペース確保に努める。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。

カ 指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

(4) 避難所運営マニュアルの活用

ア 避難所の運営については、各避難所担当部署が作成した「避難所運営マニュアル」を基準とする。

イ 出前講座等を通じ、地域住民へ避難所運営要領の普及に努めるとともに、自治会や自主

防災組織等に対し、避難所運営マニュアルを活用した防災訓練の実施を促し、地域住民が自主的かつ円滑に避難所を運営できる体制を確立する。

ウ 避難所を担当する各部署は、避難所開設・運営訓練を通じて得られた成果に基づき、避難所運営マニュアルの修正・見直しを行い、更なる実効性の向上を図るとともに、職員の配置変更時や出水期前等、結節となる時期に避難所運営マニュアルの周知徹底を図る。

(5) 災害救助法が適用された場合の留意事項

避難所開設の期間は、原則として最大限 7 日以内とする。市町村が開設する避難所が災害救助法の基準を超える場合には、県が厚生労働大臣との協議が必要となるため、市(災害対策本部)は避難所開設状況を把握し、県へ報告する。

(6) 荒尾市職員退職者会との連携

避難所運営が長期化した場合等においては、荒尾市職員退職者会との協定に基づき応援を要請し、避難者の受付や誘導など避難所運営の補助について、支援を受ける。

8. 指定緊急避難場所の指定について

災害対策基本法第 49 条の 4 の規定による指定緊急避難場所を定める。

なお、災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所、又は帰宅困難者が公共の交通機関が回復するまで待機するなど、大雨・洪水、台風の接近等により、被害に遭うおそれがある場合など、自主的に避難される住民を受け入れる施設(第 1 次避難所)を別に定める。細部は、別表 3 による。

9. 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない避難者(以下「避難者外避難者」という。)を減じるための措置を推進する。この際、車中泊の場所として荒尾市運動公園中央駐車場を指定する。また、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、防災アプリや愛情ネット等で指定避難所以外に避難されていることを申し出ていただく呼びかけを行うとともに自主防災組織や防災士会と連携し、避難所外避難者の把握に努める。

10. ペット避難について

(1) 避難所は、多くの被災者が避難生活を送る場であるため、動物を苦手とする人やアレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、他の避難者への配慮等が必要である。そのため、ペットの飼い主に対し被災時の備えについてパンフレットの配布や出前講座等において普及啓発に努めるものとする。

(2) 災害発生時等におけるペットの避難にあたっては、ペットと同行避難(※)できる指定避難所をホームページなどで確認し、避難に必要な物資等を携行して避難する。なお、飼い主は、日頃から予防接種等健康管理をはじめ、ケージやフード、トイレ用品等の準備を整えるとともに、ケージ等に入る訓練やむやみに吠えないなど災害に備えたしつけを確実にしておくことが必要である。